

令和3年12月24日
文化庁著作権課

著作権法第2条第1項第9号の8に規定する人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係（文化庁告示）（案）に関する意見募集の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和3年11月15日から令和3年12月15日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を7件いただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>賛成する。人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係が具体的に明示されることとなり、国民一般にとっても理解しやすいものになっている。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
<p>「放送同時配信等事業者」の定義（第2条第1項第9号の8）において、「密接な関係」要件が原因で「放送同時配信等」の利用者に不利益が発生しないように、改正著作権法の施行後に放送同時配信等の状況や放送事業者の意見を聞き取り、法改正を含めた検討や見直しが行われるよう希望します。（同旨1件）</p>	<p>著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）附則第8条において、法律の施行後3年を目途として放送同時配信等の実施状況等を勘案し、放送同時配信等における著作物、実演及びレコードの公正な利用並びに著作権者及び著作隣接権者の適正な利益の確保に資する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされており、実態に応じた検討を行う見込みです。</p>
<p>改正著作権法における放送事業者と放送同時配信等事業者との「密接な関係」は、「人的関係又は資本関係」に限定されていますが、今後ますます多様化する可能性が高い配信サービスの形態をカバーできず、放送事業者の配信サービス展開の選択肢を狭め、ひいては視聴者の利便性を損なう懸念があります。</p> <p>このため、改正著作権法附則に定めるフォローアップにおいて、放送事業者と放送同時配信等事業者との関係に関する改正法および本告示の定めについて、施行後の放送同時配信等の状況や放送事業者の意見を踏まえ、法改正を含めた検討・見直しが行われることを要望します。</p>	<p>従来、放送事業者等はその業務の公益性から、特別な著作物の利用が認められています。このことを踏まえれば、放送同時配信等事業者の業務も放送事業者から完全に独立した経営判断で行うのは適当ではなく、また、放送同時配信等を放送等と同様に安定的に実施する必要性から、放送同時配信等事業者については、放送事業者等と</p>
<p>12の要件を決めるに至った背景（なぜ、この要件のいずれかを満たせば密接な関係とみなせるのか）、特に比率や期間をこの様に線引きした理由を具体的に示してください。</p>	

	<p>一定の業務上の関係性を有することを求めています。こうした趣旨を踏まえ、詳細な要件を定めるにあたっては、会社法や放送法等の規定のほか、事業者の実態等を勘案して規定することとしました。</p>
<p>放送事業者が、委託先（「密接な関係」の有無を問わない）を通じて、放送同時配信等を業として行う場合でも、「放送事業者が放送同時配信等を業として行うもの」と解されるのであれば、同意する。</p>	<p>委託の内容によるところだが、その性質上、一般的に、放送事業者等が放送同時配信等のために必要な事務処理を委託しているのであれば、「放送事業者が放送同時配信等を業として行うもの」と解されます。</p>

※このほか、今回の告示に関係しない御意見が1件ございました。